

知的障がい行政及び手帳制度の法制化による全国共通運用の
実現に関する意見書

身体障がい者は身体障害者福祉法において、精神障がい者は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律においてそれぞれ定義されている。ところが、知的障がい者に関しては、知的障害者福祉法で知的障がい者に対する福祉サービスは規定されているものの、知的障がい、あるいは知的障がい者の定義は規定されていない。

また、手帳制度についても、身体障がい者及び精神障がい者の手帳は、法律に基づき交付・運用されているが、知的障がい者の療育手帳の制度は、厚生事務次官通知に基づき、各都道府県知事等の判断により実施要綱を定め、交付・運用されている。

そのため、知的障がいについては、自治体により障がいの程度区分に差があり、各判定機関におけるボーダーラインにも差が生じている。例えば、自閉症の方への手帳交付については、精神障害者保健福祉手帳を交付するところ、療育手帳を交付するところ、その両方を交付するところなど、各都道府県によって対応が異なっている。

よって、国においては、国際的な知的障がいの定義や、地方自治体の負担等も含めた判定方法や基準の在り方の検討を踏まえ、知的障がい行政及び手帳制度を法制化し、全国共通の運用がなされるよう強く要請するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年12月21日

秋田県秋田市議会

内閣総理大臣 岸 田 文 雄 様

厚生労働大臣 加 藤 勝 信 様

衆議院議長 細 田 博 之 様
参議院議長 尾 辻 秀 久 様